

## 第 22 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第 22 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信  
会議日時 令和 4 年 7 月 28 日 午後 2 時 00 分開会  
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

### 議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定  
日程第 2 書記及び議事録署名委員の指名  
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外であることの証明願について  
日程第 6 議案第 3 号 農地方第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 8 名）

議長	熊谷 玲子君	1 番	細谷 知成君
2 番	今野八重子君	4 番	金野たか子君
5 番	古内 嘉博君	6 番	中村 亨 君
7 番	鈴木 力男君	8 番	及川 建則君

（農地利用最適化推進委員 10 名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	赤崎地域	浅野 幸喜君	末崎地域	尾形キヨシ君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	鈴木 学 君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 10 番 藤原 重信君

事務局出席者

局 長	小松 哲 君	局長補佐	佐々木浩久君
主 事	菅野 由夏君		

午後2時00分開会

○議長（熊谷玲子君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第22回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

総会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。藤原会長不在のつき、本日、私、熊谷が議事進行を努めさせていただきます。委員の皆様方のご協力よろしくお願ひいたします。

さて、今月から令和4年度の農地パトロールが始まりました。もう活動を開始されている委員さんもおられると思いますが、今年も酷暑が予想されております。熱中症対策を十分とった上でお願いしたいと思ひます。

また、新型コロナウイルス第7波が拡大しております。大船渡でも感染者が増えておりますので、感染予防対策を十分注意しながら無理のないよう行動を心がけてください。簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

○議長（熊谷玲子君） 本日出席の農業委員は8名、推進委員は10名であります。欠席の通告があった農業委員は10番藤原重信会長1名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（小松哲君） それではお手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第21回総会以降の経過報告です。6月30日、一般社団法人岩手県農業会議総会は書面議決書を提出しております。7月13日、令和4年度気仙地方水稲病虫害防除協議会通常総会に熊谷会長職務代理者が出席しております。7月14日、農地の日研修会として、効率的な農地の現状把握のための電子地図データの活用及びドローンによる映像確認の実演の内容で開催をしました。7月15日、岩手県主催の農地計画策定に向けたスタートアップ活動開始式に事務局でウェブ参加しております。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。7月29日、令和4年度これからの地域農業を考える座談会（鷹生・宿・平山地域）に日頃市地区の委員が出席予定です。次回の第23回総会は8月29日に開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。行事等で不明な点につきましては事務局までお問い合わせ願ひします。私からは以上でございます。

○議長（熊谷玲子君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（熊谷玲子君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事

録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には6番中村亨農業委員、7番鈴木力男農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものであります。

番号1番、登記地目は畑、現況地目は宅地及び畑、面積は合計で928㎡。届権利を取得した事由は相続。届出及び受理は6月16日となっております。番号2番、登記地目は田、現況地目は宅地、面積は710㎡。権利を取得した理由は相続。届出及び受理の日付は6月28日となっております。以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。5番古内さん。

○5番(古内嘉博君) 5番古内です。事務局からちょっと説明をお願いしたいんですが、農地の相続とか普通の相続の関係で、国では何年以内とかという法律が出たというような話を聞いたんですが、それは農地にもあてはまるんでしょうか。

○事務局長(小松哲君) 土地全体の法律になると考えられますので、農地もあてはまると、そういうふうと考えられます。

○5番(古内嘉博君) ちなみに何年以内。

○事務局長(小松哲君) 確か3年だったと思いました。

○5番(古内嘉博君) はい、分かりました。

○議長(熊谷玲子君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書3ページをお開きください。議案第1号農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

地図の1ページをあわせてご覧ください。番号1番、登記地目及び現況地目は畑、面積は2,284㎡。権利区分は賃貸借。使用目的といたしましては、借受人が請け負う下水道関連の土木工事において仮設の休憩所及び資材置場として利用するため、使用期限が令和4年8月1日から12月31日までとなっております。現状復旧して返還することを契約書

に記載すると伺っております。賃借料の支払いが確実であることは、預金の残高証明書により確認しております。なお、当該地は都市計画において第1種低層住居専用地域に指定されているため第3種農地に該当し、また、以前にも工事に係る資材置場として一時転用により利用された経緯がある土地でございます。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区猪川地域鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木一志君） 推進委員の鈴木です。議案第1号の1番について調査結果を報告いたします。本件は、工事請負に伴う工事用仮設事務所、資材置場設置に係る賃貸借による一時転用申請であります。関係者からの聞き取り調査は、7月25日に行なっております。貸付人は高齢で会話が不自由であるため、成年後見人に選任されている方から電話により確認しました。今回、借受人から下水道工事に伴う仮設現場事務所、資材置場などのために使用したいので貸してほしいとの申し出があり、貸すことにしましたとのことでした。当該農地は、元々は牧草地として使用していたところですが、もう長い間耕作されていません。現在は盛土されて宅地状に整地されており、休耕地になっております。借受人からも電話により確認しました。本件は工事を行うものです。転用申請に記載のとおり、一時使用することについては相違ありません。契約手続きなどは、後見人の方との話し合いの上で行なっていますとのことでした。周辺農地への影響はないものと判断いたしました。報告は以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に日程第5、議案第2号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書4ページをお開きください。議案第2号農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は2ページになります。登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は61㎡。非農地の事由は、平成元年当時に隣接する土地にある隣地居住者所有の家屋を増築する際、建物の一部が当該地にはみ出し、宅地として利用され現在に至る。長年、宅地として利用

されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたためとしており、農地の管理を怠ったことに関して始末書が提出されております。なお、申請地番は、本年に建物がはみ出した部分だけを分筆登記したものであります。次に番号2番、地図は3ページになります。登記地目は畑、現況地目は山林、面積は1,898㎡。非農地の事由は、土地の形状が傾斜地であり、周辺も山林のため耕作地としては不相当との理由で杉を植林し、40年ほど前から山林としての利用状況にある。長年、山林として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたためとしており、これに関して始末書が提出されております。なお、当該土地は約半分が杉林で、残り半分が傾斜地に草及び広葉樹が生えている状態でありませす。以上です。

○議長（熊谷玲子君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。非農地の事由のとおりになります。増築部分が約18坪ほどありますが、杭を見る限り、境を見る限りでは約30cmから40cmくらいの幅で農地にはいつているようでした。その他の農地については家庭菜園で、立派に作付けしておりました。以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めませす。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に議案第2号2番について三陸町地区綾里地域畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第2号農地法の適用外についての調査報告をします。7月15日、申請者から電話で聞き取りをいたしました。申請事由のとおりで、土地が傾斜地であり、耕作地としては適当でないという理由から、40年以前から山林としての利用をしているとのことでした。現状はまさに山林で、とても農地としての利用は適さないということで、適用外であることに対して、妥当と見てまいりました。以上、報告を終わります。

○議長（熊谷玲子君） それでは議案2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に日程第6、議案第3号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書5ページをお開きください。議案第3号農地法の運用について第4（2）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

議案書6ページをお開きください。地図は4ページになります。なお、地図の最終ページに現地の写真を添付しておりますので、ご覧ください。番号1番、台帳地目は畑、現況地目は雑種地。農業振興地域には該当しておらず、面積は744㎡。耕作状況はその他となっておりますが、地形として道路に面した部分は傾斜地で、太い樹木が生い茂っており、平らな部分は草地となっております。当該土地は、元々の所有者が親類に譲渡し、居宅を建築するものとして昭和50年に5条申請があり、許可と決定しておりましたが、譲受人が居宅建築を行わないまま他界し、その子供である現所有者が平成15年に相続したところで、現所有者は別に居を構えており、今後も居宅を建築することはないとしております。なお、5条申請許可を受けたまま居宅建築を行っていないことについて、5条申請の取消しが必要か岩手県を通じて東北農政局に確認したところ、許可を受けた所有者が死亡し土地の所有権を相続した場合も、5条許可申請の権利まで当然に相続できるものではないというふうな説明がございまして、現所有者は土地に関して5条申請を受けていないものと同様であるというふうに判断されるため、取消し手続きは必要ないとの説明を受けております。また、この件に関して、現所有者から始末書が提出されております。以上でございます。

○議長（熊谷玲子君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。番号1番について報告をします。調査は7月23日、所有者さんからの聞き取りと現地の確認を行いました。現地の状況は、南西側に向かって日向になっているところで、一番下の段は申請地を含めて三つに区画されてはいますが、当該地だけが農地となっております。なお、申請地は市道

側で、全体の3分の2ほどの平らな場所は草刈り管理されており、残り3分の1ほどの市道沿いは傾斜地で大きな樹木等が生い茂っていました。次に、申請に至った経緯になりますが、先ほど事務局から説明があったとおりですが、聞き取りした内容を重ねるところもございませぬけれども、少し付け加えさせていただきます。昭和50年代に現在の所有者の父親が居宅を建築するとの事由から当該地を5条申請し、当委員会から許可を得ていました。しかし、その後間もなくして父親が体調を崩し、入退院を繰り返し、平成15年に亡くなり、更にその後には母親も亡くなったことから、居宅を建てないままになってしまったとのことでした。当該地の相続は父親が亡くなった時には母親が、更に母親が亡くなった時には子である所有者が相続しましたが、当時は登記地目について特に気にすることもなかったとのことでした。この度、当該地を知人に譲渡しようとして手続きを進めようとしていましたが、登記地目が農地のままであったことが判明したため当事務局に相談したところ、先ほど説明があったとおり、所有者が変更になった場合は改めて転用の手続きが必要との指導をいただいたことから、非農地の申請に至ったとのことでした。なお、当該地は既に40年以上耕作されておらず、更に全体の3分の1ほどの市道沿いには、添付の写真にもあるとおり、大きな樹木等が生い茂っており、農地として回復することは困難であると思われまふ。以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませぬか。はい5番古内さん。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。この写真を見る限りでは道路を除いて真っ平らで、普通であれば非農地として判断するのは難しいような気がするんですが。というのは、非農地とは森林を呈している、復元が物理的に無理だということがうたわれているようです。それで、アの場合以外ということで項目があるようなんですけれども、この土地を農地と復元しても耕作が見込まれないということで、非農地判断に至っているんでしょうか。事務局、お願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 当該土地について現所有者、それから土地を譲り受けるという意思のある方、双方が宅地として認識しているために、農地として転用する考えがなかったと。それから、この土地が農地であったところの分譲地のように区画していたものなんですけれども、当該地だけが地目として農地として残っていたというところで、草刈り管理のみはしておったようございませぬけれども、今後、農地として活用する見込みがないというふうには判断しています。

○5番（古内嘉博君） 重ねていいですか。そういった場合は適用除外の方がかえっていいんじゃないかなと思うんですが、それでは駄目なんですか。その判断というか、区別というんだか。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 提出された書類としましては、適用外証明と同様の書類が提出されておるんですけれども、本件につきましては、現況の状態になってから40年



以上経過しているというようなこともございましたので、非農地判断として受理することが適当だと、そのように考えましたので、そのとおりにさせていただいたところでございます。

○5番（古内嘉博君） 適用除外でもいいんですね。

○事務局長（小松哲君） 適用外申請を出されていますけれども、事務局の方では適用外は何か農地などに工作をして、工作というか、物を建ててしまったとか、違うものに使ってしまっているというのが適用外の事案になります。あとは手つかずのまま、何もしなくてももう使えない、農地として使えないような状況になれば、農地除外というか、そういうふうにもっていく。ちょっとある程度解説書もあるんですけども、そういう区分で対応しております。

○5番（古内嘉博君） 分かりました。

○議長（熊谷玲子君） その他、ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番の「農地」に該当するか否かの判断については本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第22回総会を閉会いたします。

午後2時35分閉会